

令和元年6月定例会 (6月14日) 市長提案理由説明

本日、6月定例会が開催されるにあたり、ただいま議題に供せられました諸案件の説明に先立ちまして、市政運営に関し、若干私の思うところを申し述べさせていただきますと存じます。

昨年11月、議会運営委員会が神戸市へ出張した際に、視察後の意見交換会の場におきまして、暴行や暴言、セクハラ発言があったとされる事件について、この間繰り返し報道されております。

私といたしましては、議会において解決していただく問題であると考えておりますが、当該意見交換会の場には市の職員も参加していたところであり、市長には職員を守るという重大な責務がございますので、市の職員が暴言等によって精神的又は身体的苦痛を受けるような事態が起きていなかったのか、実態を調査していただくよう市会議長に依頼をしておりました。

先日、市会議長より調査結果についての回答をいただきましたが、その内容は、「当該視察随行職員に対する聴き取り調査を実施したところ、議員からの暴言等により当該視察随行職員に対して精神的又は身体的苦痛を与えるような事態が起きていたという事実は、いずれもありませんでした。」というものでした。実態調査を依頼したにも関わらず、実態に関する具体的な記述もなく、私といたしましては、この回答ではとても承服できるものではございません。

議会基本条例第一条には、「市民に開かれ、市民に身近で存在感のある議会

を作り上げることを目的とする」と明記されておりますが、果たしてこのまま何も市民の皆様にお知らせしないことで、本当に市民に開かれた議会といえるのでしょうか。一刻も早く議会への信頼を回復するために、十分な真相究明と関係議員による説明責任を果たしていただきたいと考えております。

昨年、民間のシンクタンクである森記念財団が全国主要72市において、生活や経済、文化など6分野の特性を評価した結果が公表され、本市は総合4位となりました。

さらに公表された指標を参考に、公的統計数値を使って、横浜・京都・大阪などの8都市において独自に比較を行ったところ、経済面では大阪に次いで2位に甘んじたものの、生活面では、子どもの医療費支援や可処分所得、リサイクル率などの項目で数値が高く1位に、そして、経済面・生活面をあわせた総合では見事1位となりました。つまりここナゴヤが、8都市の中で1番住みやすいマチであるということがデータ上でも裏付けされたということでございます。大変喜ばしいことであり、私が常日頃から皆様に申し上げております、目指すべきマチの姿の一端をお示しできたのではないかと考えております。

このようなデータを紐解く^{ひもと}中から、本市の強みや弱みを分析し、政策立案に活かしていくとともに、市民の皆様に対しても郷土愛を一層高めていただけるようなグッドニュースをしっかりとお伝えしていくことが、何よりも大切なことであると考えております。

また、本市の課題である文化・観光面におきましても、まだまだ日本で1番魅力のないマチの汚名返上というところまではいきませんが、大手民間サイトの調査で、口コミで選ばれた人気観光地ランキングで初選出、ゴールデンウィークの家族旅行人気上昇エリアで全国1位を獲得するなど、少しずつではあり

ますが、「訪れたいマチ ナゴヤ」へ向けた取り組みが、実を結び始めたと感じているところでございます。

しばしば「市民が幸せに暮らすことができれば都市の魅力は二の次でいい」というご意見をいただくことがあります。しかし、私といたしましては、やはりナゴヤに住まう市民の皆様が誇りに思い、周りの人々に自慢できるような「本物（Original）」の魅力をつくることこそが、「おもしろいマチ」、「郷土愛に溢れたマチ」につながり、今後のナゴヤの発展に欠かせない重要な鍵になると確信しております。

そして、その最たるものが名古屋城天守閣の木造復元であります。

現在文化庁において、現天守閣の解体許可について審議をお願いしているところでございますが、まずもって市民の皆様理解していただきたいのは、天守閣の「新築」ではなく、あくまで「復元」であるということ、そして、日本の木の文化とヨーロッパの石の文化との違いであります。

先日、パリのノートルダム大聖堂が大規模な火災に見舞われ、世界中で大きなニュースとなりました。大聖堂の尖塔せんとうが崩れ落ちる姿に涙するパリの人々を想い、ナゴヤの人々もまた、悲しみや喪失感を強く共感されたことであろうと思います。

しかし、あれだけの大規模な火災であっても、主要な構造は石で造られているため、焼失を免れております。今後急ピッチで復元が進められていく中で、火災の傷跡さえも歴史として刻まれ、近い将来復元された大聖堂を前に「この大聖堂は本物ではない」と答える人はおそらく誰一人としていないでしょう。それが、石の文化なのです。

一方、木の文化である日本ではどうか。「河村さん、どんだけがんばった

って、全部焼けたじゃないか」とおっしゃる方もみえます。果たして本当に、なくなってしまったものは、その本物性をも失ってしまうのでしょうか。

空襲という人類史上極めて悲しい所業によって、天守閣が完全に焼失したことは、それも一つの事実として本物であると私は思っております。現実の世界に物理的に存在するものだけが本物ではないのです。見えないけれど、我々の、世界中の人々の心の中には本物として生き続けている、その想いは人を愛するという感情にも相通するものでしょう。

1994年11月に開催された世界文化遺産奈良コンファレンスにおいて起草された、「オーセンティシティ（真正性）に関する奈良ドキュメント」では、厳しい条件はあるものの、木造建築物の「部材が替わってもオーセンティックとみなす」というグローバルスタンダードが示され、木の文化と本物性は世界で認められるところとなりました。

旧国宝第1号であった名古屋城には、金城温古録や昭和実測図、古写真などの詳細な資料が残されており、文化庁が定める「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」を満たす、世界に誇れるNo. 1の城郭であると言えます。先人たちの先見性が、寸分違わぬ、史実に忠実な復元を可能にしてくれたのです。

天守閣の木造復元は、本物を復元するというれっきとしたカテゴリーであり、今後復元が検討される日本全国の城郭にとって、リーディングケースとなっていくに違いありません。そして、必ずや1000年後の世界中の人々から、復元を成し遂げた現代のナゴヤの人々に対して、驚くべき感謝が寄せられることでしょう。

木の文化の宿命として、たとえ戦災や火災などによって、完全に焼失するか

もしれないという大きな悲しみを背負っていたとしても、再び本物として^{よみがえ}甦ることができる、さらにその本物性が技術や精神とともに次世代に引き継がれていく。私には、言うなればこの和のサスティナビリティが我々人間の営みそのものにさえ感じられます。

天守閣の木造復元事業を通じまして、ナゴヤのマチの、そして230万人市民の皆様の魂の^{よみがえ}甦り、新しいエネルギーの復活を世界に発信すべく、引き続き全力を傾注してまいります。

これまでも再三にわたって申し上げてまいりましたが、今ナゴヤは、歴史的転換期の只中にいます。名古屋城天守閣の木造復元はもとより、リニア中央新幹線の開業、アジア競技大会の開催といったビッグプロジェクトが目白押しであります。

今や産業面で日本をリードするナゴヤであります。文化・観光面におきましても、本物性を追求した魅力づくりを行い、ナゴヤを将来にわたって輝き続けられる「世界に冠たるマチ NAGOYA」にするために、今こそ成長へのアクセルを踏み込まなければなりません。

のちに令和時代はナゴヤが飛躍した時代であったと語り継がれるよう、確固たる信念をもって陣頭指揮に当たってまいります所存でございます。

それでは、このたびの定例会でご審議をお願いいたします案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今回提出いたしました案件は、条例案7件、補正予算5件、一般案件2件の合計14件でございます。

まず、第1号議案「名古屋市市税条例等の一部改正について」でございます。

これは、地方税法の一部改正等に伴い、個人市民税の申告手続き等について規定を整備するものでございます。

次に、第2号議案「名古屋市介護保険条例の一部改正について」でございます。

これは、介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者の保険料軽減に関する規定の整備等を行うものでございます。

次に、第3号議案「名古屋市建築基準法施行条例の一部改正について」でございます。

これは、建築基準法の一部改正に伴い、規定を整備するものでございます。

次に、第4号議案「火災予防条例の一部改正について」でございます。

これは、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、規定を整備するものでございます。

次に、第12号議案「名古屋市子ども・子育て支援法施行条例及び名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」でございます。

これは、国の幼児教育・保育の無償化の方針を受け、本市として国の方針などに対応するため、利用者負担額の改定などをするものでございます。

次に、第13号議案「名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正に

ついて」でございます。

これは、国の幼児教育・保育の無償化の方針を受け、本市として国の方針などに対応するため、幼稚園の授業料について規定を整備するものでございます。

次に、第14号議案「名古屋市消防関係事務手数料条例の一部改正について」でございます。

これは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、規定を整理するものでございます。

続きまして、第5号議案「令和元年度名古屋市一般会計補正予算」から第9号議案「令和元年度名古屋市下水道事業会計補正予算」までの補正予算5件につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、一般会計でございます。

まず、日本パラリンピック委員会から開催要請を受けております2026年のアジアパラ競技大会について、その開催に向けた検討のため必要となる調査等を実施することといたしました。

また、中学校プールでの事故賠償金として、訴訟上の和解金を予定いたしました。

これらに対応する財源といたしまして、財政調整基金の取崩しを予定しております。

次に、特別会計でございますが、名古屋城天守閣会計におきまして、木材保管庫を設置することとし、あわせて債務負担行為を予定しております。

また、基金会計では、財源繰出しに伴う所要額を、公債会計では所要の起債

額を計上しております。

続いて、公営企業会計でございます。

下水道事業会計におきまして、国庫補助の認証に伴い、浸水対策事業や下水道施設のリフレッシュ事業の追加を予定しております。

以上の結果、今回の補正予算は、

一般会計 2億1千8百余万円

特別会計 32億4千2百余万円

公営企業会計 63億5百万円

総計 97億6千6百余万円

と、相成った次第でございます。

続きまして、一般案件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第10号議案「訴訟上の和解について」でございます。

これは、本市を被告として提起された訴訟に関し、裁判所の勧告に従い訴訟上の和解をするものでございます。

次に、第11号議案「損害賠償の額の決定について」でございます。

これは、平成30年9月に名東区^{ふじまきちょう}藤巻町地内の都市計画公園事業予定地において、樹木が倒れ、近隣の住宅の植栽、ブロック塀等を破損した事件に関し、当該被害者に対する損害賠償の額を決定するものでございます。

以上、今回提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

よろしくご審議のうえ、適切にご議決を賜りますようお願い申し上げます。

